

2009年9月17日
ネットワーク管理運営委員会

拓殖大学北海道短期大学広報用教員ブログ作成にあたってのガイドライン

1. 主旨

本学の教育活動や教員の研究活動を具体的に知ってもらい、その魅力を広報活動の一環として幅広く伝える。

2. 運営について

- (1) 大学教職員が運営するブログである。
- (2) ガイドラインに反した行為があった場合、ネットワーク管理運営委員会の指導による記事の変更等に従うこと。

3. ブログ作成の留意点

- (1) ブログの設置者は、責任を持って内容の管理を行わなければならない。
- (2) ブログの設置者は、書き込まれたすべての内容に対して全責任を有する。
- (3) 以下の内容は掲載してはならない。
 - ① 他者の個人情報
 - ② 特定の団体や他者を誹謗中傷する内容
 - ③ 公序良俗に反する内容
 - ④ 著作権上の問題がクリアにされていない著作物
 - ⑤ 特定の宗教団体や政治団体に関する内容
 - ⑥ 業務上知りえた情報
 - ⑦ 商業目的や広告目的の内容
- (4) ブログの設置者は、上記(3)を閲覧者側に周知徹底し責任をもってその書き込みを削除する。
- (5) 大学の見解ではなく個人の意見であることを明記する。